

第2章

献血の推進 について

献血の推進

ここでは、献血推進の実施体制についてお示しします。

厚生労働大臣は、血液法に基づく、血液事業の基本方針を定めるとともに、その基本方針に基づいて、毎年度、献血の推進に関する計画（献血推進計画）を定めることとしています。

これらの方針・計画の策定にあたっては、あらかじめ薬事・食品衛生審議会の意見を聴かなければならず、また、策定等が行われた場合は遅滞なく公表することとされています。

都道府県は、この基本方針及び献血推進計画を受けて、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、献血の推進に関する計画（都道府県献血推進計画）を定めるとともに、その策定等を行った場合は、

遅滞なく公表することとされています。

また、採血事業者（日本赤十字社）は、基本方針及び献血推進計画に基づき、献血受入計画を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならないとされています。

献血受入計画に関しては、採血事業者は、その策定にあたり都道府県の意見を聴かなければならないとされるとともに、都道府県及び市区町村は、献血受入計画の円滑な実施を確保するために必要な協力を行うこととなっています。

なお、厚生労働大臣は献血受入計画の認可にあたっては、あらかじめ薬事・食品衛生審議会の意見を聴くこととなっています。

○基本方針で定める事項

- ①血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向
- ②血液製剤（代替性のある医薬品を含む）の中期的な需給の見通し
- ③血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項
- ④献血の推進に関する事項
- ⑤血液製剤の製造及び供給に関する事項
- ⑥血液製剤の安全性の向上に関する事項
- ⑦血液製剤の適正な使用に関する事項
- ⑧その他献血及び血液製剤（代替性のある医薬品を含む）に関する重要事項

○献血推進計画で定める事項

- ①翌年度に、献血により確保すべき血液の目標量
- ②①の目標量を達成するために必要な措置に関する事項
- ③その他献血の推進に関する重要事項

○献血受入計画で定める事項

- ①翌年度に、献血により受け入れる血液の目標量
- ②①の目標量を確保するために必要な措置に関する事項
- ③その他献血の受入れに関する重要事項

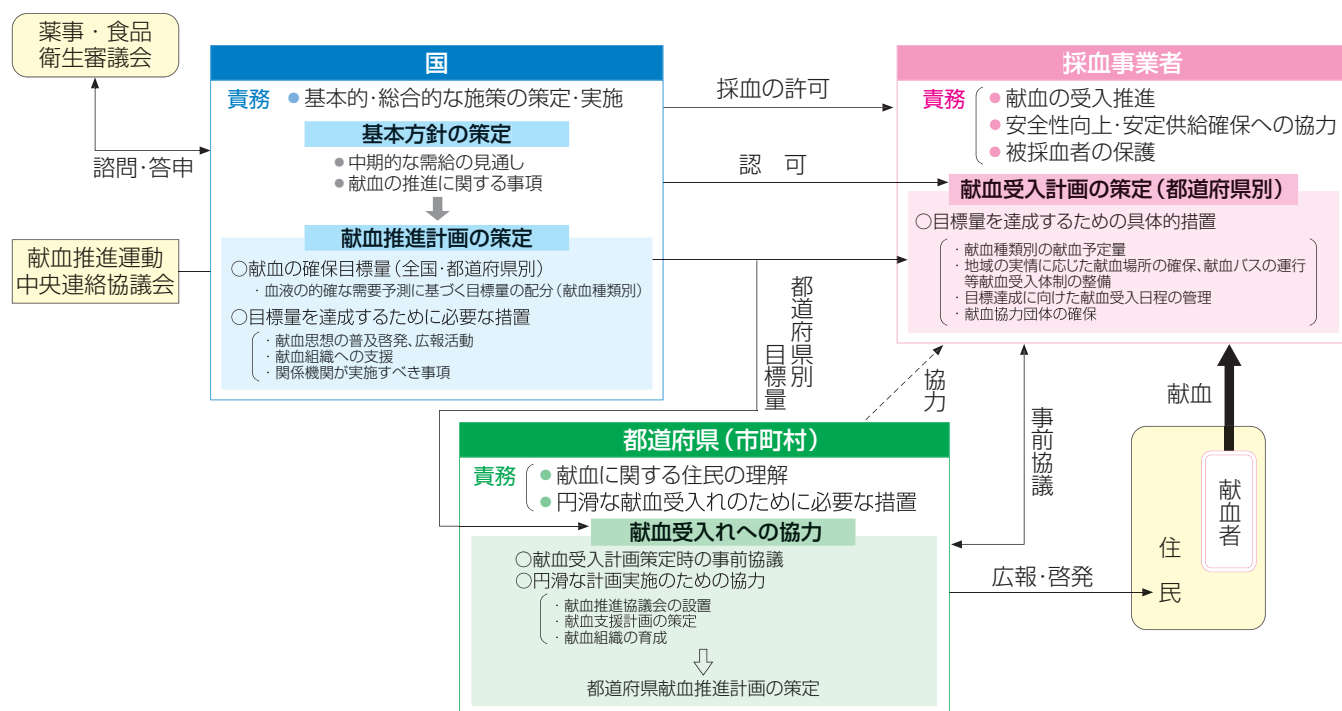


図2-1 献血推進の実施体制

献血構造改革

輸血用血液製剤については、現在、国内で使用される分は献血によって得られた血液を原料として製造されています。

しかし、今後の少子高齢化の動向を考えると、血液製剤の適正使用を進める一方、将来の献血を支えていただける方々、とりわけ、若年層の方々に対する対策の必要性が浮き上がってきました。

こうしたことから、厚生労働省は、高校生向けテキスト「献血 HOP STEP JUMP」を全国の高校に配布しており、さらに平成17年度には中学生向けに血液全般の知識の普及を目的としたポスターを全国の中学校に配布しています。

また、一部の地方公共団体では、小中学生の段階から献血に関する知識の普及啓発をおこなっています。なお、はばたき福祉事業団による、幼児向けの絵本「ぼくの血 みんなの血」の作成など、幼少児期からの取組も行われ

ています。

しかし、こうした取組の一方で、若年層の献血離れの傾向に歯止めをかけるなどして、献血を将来にわたってさらに推進していくためには、そのあり方を見直す必要が生じています。

厚生労働省では、平成17年度に献血構造改革として、将来の献血を支えていただける若年層の方々が安定的にかつ持続的に献血を支えていく体制を構築するとともに、血液の需給安定及び安全性向上の観点から、複数回献血者の確保を進める必要があるとしました。

また、献血について、単に広く呼びかけるだけではなく、5年程度の達成目標を定めて組織的な献血促進体制に切り替えていくことを目指すこととしました。

この目標を達成するために、現在、各種の取組が行われており、その一環として若年者に受け入れられる献血キャラクター「けんけつちゃん」が誕生しました。

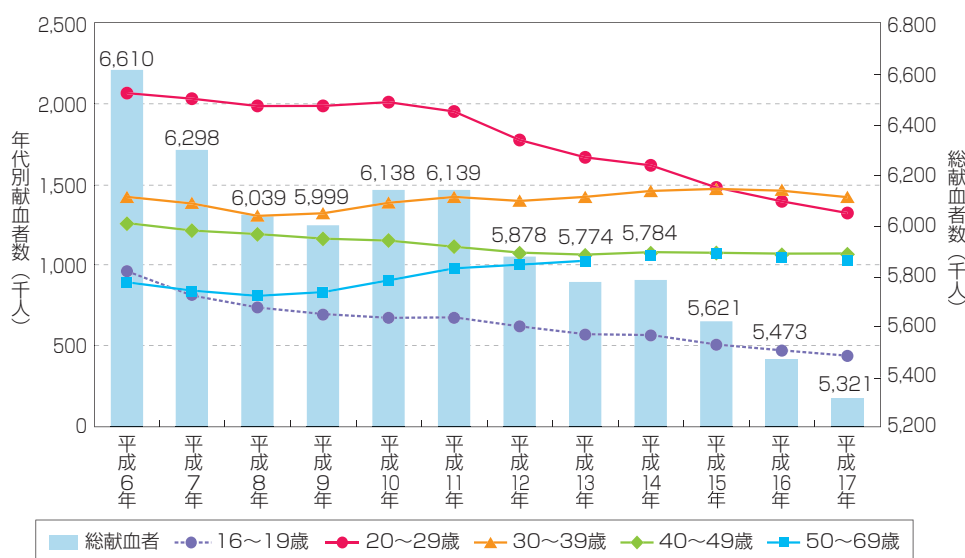


図2-2 献血者の推移



図2-3 献血キャラクター

献血構造改革の目標（5年程度の達成目標）

若年層の献血者数の増加

- 10代、20代を献血者全体の40%まで上昇させる。（平成17年度 33%）

安定的な集団献血の確保

- 集団献血等に協力する企業数を倍増する。（平成17年度 24,220社）

複数回献血の増加

- 複数回献血者を献血者全体の35%まで上昇させる。（平成17年度 27.5%）

図2-4 献血構造改革